

① 投資を考えるなら、まず国内でできることから...

1) 事前の確認事項

マレーシアへの進出の形態は

- ① 現地法人設立
- ② 支店設置
- ③ 駐在員事務所設置
- ④ 個人事業や組合→(無限責任)
- ⑤ 有限責任組合
- ⑥ 既存企業への出資

支店設置は登記により営業活動を含めた活動ができるが、流通取引サービス業(卸・小売・フランチャイズ)など許可されない場合もある。

駐在員事務所は、企業間の調整や法人設立準備が役割なので、
①取引(輸出入含む)/商業活動、
②工場設備リース(商品の発送・積み替え・保管)
③入札/契約締結/苦情処理、等の活動はできない。
また運営予算は15万リンギ以上/年で、期間は原則として2年間。

マレーシア会社法による企業形態

- ① 有限責任株式会社: 出資者の責任が、会社の基本定款によって、所有する株式の額(未払いも含む)までと限定されるという原則に基づき設立された会社
- ② 保証有限責任会社: 会社清算時の出資者の責任が、会社の基本定款および付属定款によって、会社の資産に寄与した額までと限定される会社
- ③ 無限責任会社: 出資者の責任に限度を定めないという原則に基づいて設立された会社

以下の場合には「合併」が得策です。

- ① 販路確保(現状の販路を利用した販売・営業活動)、
- ② 事業運営ノウハウ獲得(販売、生産、労務管理等地域性に即した運営)、
- ③ 製造ノウハウ獲得(安い労働力を使った製造システムの適用等)

独資か合併か?

	独資	合併
資本金負担(リスク)	多い	少ない
経営の自由度	大きい	少ない
事業立ち上げスピード	遅い	早い

SdnやBhdとは?

株式有限責任会社はマレーシアにおける最も一般的な会社形態。さらに株式有限責任会社は、**非公開会社**(Sendirian Berhad, Sdn. Bhd.)または**公開会社**(Berhad,あるいはBhd.)のどちらかの形態を取っており、会社名に付記せねばならない。

合併契約交渉に当たってのポイント

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

- 【製造技術許諾及び技術援助契約】: 製造技術許諾の範囲など
- 【機器供給契約】: 供給範囲、価格及び納期など
- 【工場設計契約】: 設計範囲及び規格など
- 【人員派遣契約】: 派遣者の取扱及び供給など
- 【原料供給契約】: 供給範囲及び価格など

2) 投資手続き

(出所: MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」
http://www.mida.gov.my/env3/uploads/Publications_pdf/MalaysiaInvestment_Policies_Incentives_Facilities/MIMS2012_J.pdf)

製造ライセンスの取得申請

株主資本が250万リンギ以上、またはフルタイム(常勤)有給従業員を75人以上雇用する製造業の企業は、1975年**工業調整法(ICA)**に基づき、国際通商産業省(MITI)に対し製造ライセンスの取得申請が必要。ライセンスの管理はMIDA(マレーシア投資開発庁)。MIDAではこのほか、投資優遇措置・外国人就労パス、関税などの相談も受け付けている。

会社設立手続き

会社名の許可申請

マレーシアの会社登記所(Companies Commission of Malaysia [CCM] *)に社名使用許可を申請し、許可を得る(社名の有効期間は3ヶ月)。*マレーシア語では【SSM】*

会社の登記申請

- 【CCM】に申請。必要書式は以下のとおり
- ① 基本定款と付属定款
 - ② 取締役or発起人に就任する者の法定宣言
 - ③ 規定遵守に関する宣言書

- ④ 下記追加資料
- 会社名許可書の原本、【CCM】からの認可を通知文書の写し、取締役全員と会社秘書役の身分証明書の写し、外国人はパスポートの写し

会社設立証明書の発行(登記完了)

設立手続きは、2010年4月1日以降導入された「**シングル・インターアクション・カウンター**」が便利です。

会社設立後の業務(1ヶ月以内)

認可後、会社or代理人は、**会社法の順守**を確実にする責任がある。会社の詳細、会社名、授権資本金におけるいかなる変更も、変更日から1カ月以内に、費用と共に**CCMに報告**が必要。

- ① 基本定款に必要な項目
・社名、・事業目的、・授権資本金(該当する場合)、・株当たりの金額、株式発行予定数など
- ② 付属定款に必要な項目
会社運営と事業活動に関する社内管理規定

設立後、第1回の株主総会

すべての会社は、適正な会計帳簿の保持を求められる。歴年に一度、**年次報告書**を(SSM)に提出しなければならない。
注: 外国人には弁護士・事務弁護士・会計士・秘書業務会社のサポートを受けるように勧められている。

【MIDA(マレーシア投資開発庁)】: マレーシアの工業発展の促進と調整を担う、国際通商産業省(MITI)傘下の政府機関
東京事務所 〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー32階 Tel: (03) 5777 Website: www.midajapan.or.jp

(注) 法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

② マレーシアの投資事情

マレーシアでは、直接税と間接税の双方において税制上の優遇措置が認められる。業種は、製造業、農業、観光業(ホテル業を含む)と特定サービス産業およびR&D(研究開発活動)、職業訓練事業、環境保護事業が対象。**直接税の優遇措置**とは、一定の期間、法人税の全部または一部が免除されることで、一方、**間接税の優遇措置**とは、輸入関税、販売税、および物品税が免除されること。

投資保証措置

- ① 株主所有権
出資が認められた企業は、当初の認可条件を守り、認可された事業内容を維持している限り、その出資比率の変更を求められることはない。
- ② 日・マレーシア経済連携協定による投資の保証
・ 国有化や収用からの保護。
・ 国有化or収用の場合、迅速かつ適切な賠償を保証
・ 利益、資本、その他支払いの送金の自由を保証
・ 投資紛争解決協定に基づく投資紛争解決を保証。

製造業への投資優遇措置

(出所: MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」)

	免除期間	概要	ハイテク企業	小規模製造企業	中小企業
パイオニア・ステータス	5年間	生産日(生産レベルが生産能力の30%に達した日と定義)から始まる免税期間中、課税所得総額から収益的支出と基本控除を差し引いた法定所得*の30%に対してのみ課税。期間中未控除の資本控除と累積損失繰越しもできる。	最先端技術分野における奨励事業や奨励製品の製造に従事する企業における法定所得の100%が法人税を免除。繰り越しもできる。	株主資本がRM50万リンギ未満で最低60%のマレーシア資本を有するマレーシアで設立された小規模製造企業は、法定所得の100%が法人税免除。	①付加価値が25%超、②経営(M)、技術(T)、管理(S)に従事する者の全従業員に占める割合が20%超。が必要
投資税額控除(ITA)	5年間	認可プロジェクトで使用される工場・プラント・機械・その他設備の60%に相当する控除。企業はこの控除で該当課税年度の法定所得の70%を相殺できる。繰り越しもできる。	5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、該当課税年度の法定所得の全額を相殺できる。繰り越しもできる。	5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で該当課税年度の法定所得の全額を相殺できる。繰り越しもできる。	課税対象所得50万リンギまで、20%の法人税を軽減。残りの課税対象所得には、25%の法人税率が適用

- * 奨励事業および奨励製品リストは、MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」をご参照ください。
- * 一般に、パイオニア・ステータスに適しているのは、事業開始後すぐに利益が発生するプロジェクト。他方、初期投資額が大きく、操業開始後の数年間は設備償却費がかさむなどの理由から利益が発生するまでに時間がかかるプロジェクトの場合は、投資税額控除の方が適している。
- * 以下の分野の詳細も、MIDA発行「マレーシア製造業投資: 政策・優遇措置・制度」をご参照ください。
農業部門、航空宇宙産業、バイオテクノロジー産業、観光産業、環境マネージメント、研究開発、医療機器産業、研修、認可サービス事業、船舶・輸送機器産業、MSCマレーシアに対する優遇措置、情報通信技術(ICT)、製造関連サービス、経営統括本部、国際調達センター(IPC)/地域流通センター(RDC)、駐在員事務所と地域事務所、財務マネージメント・センター(TMC)、マレーシアにおける産業デザイン・サービスの提供、私立学校とインターナショナル・スクール、その他の優遇措置

インフラ情報

コスト競争力に勝る【タンジュン・ペレパス港】



20フィートコンテナの輸出コストは、世界一安いと言われている。
・シンガポールのチャンギ空港(車で90分)、
・ジョホール州のセナイ空港(車で30分)、
・マレー鉄道とも結ばれていて利便性が高い。
出所: JETROほかWEBサイトより

【太陽光発電の導入・製造工場建設に意欲的なマレーシア】



マレーシアは、2010年の「経済改革プログラム」で2020年までに太陽電池の世界シェアを17%に伸ばし、世界第2位の太陽電池生産国になることを目指している。ファーストソーラー社(米国)、サンパワー社/AUO社(米国/台湾)、Qセルズ社(独)、パナソニック(株)などが進出している。
出所: (一般)新エネルギー財団https://www.asiabiomass.jp/topics/1211_05.html

自由工業地域(FIZ)

最小限の税関手続き以外にも、自由工業地域(FIZ)に位置する輸出志向の製造企業は、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入税の免除が受けられる。さらに、完成品の輸出にあたっては手続きが簡素化されている。現在までに、18カ所の自由工業地域(FIZ)が、設けられている。

【地域別工業団地、連絡先】

次のURLがお役に立ちます。入居日系企業もわかります!

<http://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/malaysia/invest/industrialestate/index.html/>

(注) 当商談会マニュアルは2017年1月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。